

令和4年4月13日

一般廃棄物関係機関・団体 代表者 様

広島県環境県民局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕
循環型社会課

新型コロナウイルス感染症患者の発生場所毎の濃厚接触者の
特定及び待機期間の見直しについて（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本県では、令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡のとおり見直しが行われたことから、別紙のとおり本県においての取扱いを整理し、事業所については濃厚接触者の特定を行わないこととしたほか、令和4年3月16日から特定された濃厚接触者の待機期間は、当該者が社会機能維持者か否かに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目から解除が可能となりました。詳しい内容については次の県ホームページで御確認ください。

濃厚接触者について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-noukou.html>

事業所向け情報

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-jigyousya.html>

関係機関・団体におかれましては、この見直しを踏まえた御対応とともに、感染拡大防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、団体におかれましては、上記の内容について、構成員の皆様に周知してください。

担当 一般廃棄物グループ

電話 082-513-2958（ダイヤルイン）

（担当者 刀根）